

2

令和5年第1回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案説明資料

令和5年1月30日

目 次

議第1号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約を定めるについて	1
議第2号 東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて	2
議第3号 東濃西部広域行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止するについて	3
議第4号 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を制定するについて	4
議第5号 東濃西部広域行政事務組合死者の情報の開示に関する条例を制定するについて	5～6
議第6号 東濃西部看護師等確保修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて	7
令和4年度会計別補正予算表	8
令和5年度会計別予算表	9
令和5年度歳入の目的別分析表	10
令和5年度歳出の目的別一覧表	11
令和5年度歳出の性質別一覧表	12
令和5年度歳出の節別一覧表	13
発議第1号 東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定するについて	14～15

議第1号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師
確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約を定めるにつ
いて

1 制定趣旨

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務中、「東濃地域医師確保奨学
資金等の貸付等に関する事務」に「東濃中部病院事務組合」を追加するに伴い、
新たに東濃中部病院事務組合と事務委託に関する規約を制定するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日からの施行とする。

議第2号 東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

東濃西部看護師等確保修学資金貸付事業が令和5年4月から開始されるため、新たに分担金の費用項目を設けるもの。また、東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業の委託事務に東濃中部病院事務組合が追加されるため、関係する条文を整備等するもの。

2 改正内容

(1) 第2条の表中東濃西部看護師修学資金貸付事業負担金の項の次に次のように加える(本則関係)。

東濃西部看護師等確保修学資金貸付事業負担金	多治見市医師会准看護学校 在校生及び卒業生が利用する貸付に係る負担金	多治見市
	土岐医師会准看護学校在校生及び卒業生が利用する貸付に係る負担金	瑞浪市及び土岐市(両市の分賦割合は人口割とする。)
	上記の両准看護学校の卒業生ではない准看護師が利用した貸付に係る負担金	申請時の所在市

(2)第2条の表東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業負担金の項中「及び恵那市」を「、恵那市及び東濃中部病院事務組合」に改める(本則関係)。

(3)第2条の表中「100分の100」を削除する。

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 3 号 東濃西部広域行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止するに
ついて

1 廃止趣旨及び内容

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の改正に伴い、再任用制度が廃止されたため、東濃西部広域行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する。

2 施行期日

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第4号 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

個人情報の保護に関する法律が改正され(令和3年法律第37号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護制度の運用が法により一元化されることとなったことに伴い、条例で定めることが許容される事項のうち、個人情報の開示請求に対する決定の期限等について規定するため、新たに条例を制定する。併せて、関係する条例について所要の改廃を行う。

2 制定内容

- (1) 開示決定等の期間は、請求があった日から14日以内(現行と同じ。法定：30日)とする(第2条関係)。
- (2) 開示決定等を延長することができる期間は30日以内(法定と同じ。現行：28日)とし、開示請求に係る保有個人情報著しく大量である場合の開示決定等の期間は、44日以内(法定：60日)とする(第3条関係)。
- (3) 開示請求をする者が納めなければならない手数料は、無料とする(現行と同じ。法定：300円)。写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする(現行と同じ。)(第4条関係)。
- (4) 次の条例を廃止又は一部改正する(附則関係)。

ア 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例の廃止(附則第2条から第5条まで)

イ 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例の一部改正(附則第6条及び第7条)

情報公開条例における公文書の定義、公開しないことができる情報の範囲及び裁量的公開について、個人情報保護法に揃える。

[主なもの]

(ア) 公文書公開の対象は、組織的に用いる文書とする(個人的文書を対象外とする。)

(イ) 公務員の職は公開するが、氏名は非公開とする。

(ウ) 公開しない条件で任意に提出を受けた情報は非公開とする。

ウ 東濃西部広域行政事務組合手数料条例の一部改正(附則第8条)
行政機関匿名加工情報の作成に係る手数料を追加する。

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第5号 東濃西部広域行政事務組合死者の情報の開示に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

法による個人情報保護制度の一元化により、法の対象外となる死者の情報について、これまでの東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例による開示制度を引き継ぎ、相続等で必要な場合に遺族等に対して開示できるようにするため、新たに条例を制定する。

2 制定内容

- (1) 条例の目的は、死者情報の開示について特別の措置を講じることにより、死者に関して有する財産並びに権利及び義務の効果的な探索及び実現を可能とし、もって圏域内住民の生活の安定に資することとする(第1条関係)。
- (2) この条例の規定が、東濃西部広域行政事務組合情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)の規定に矛盾抵触する場合は、この条例が優先する(第2条関係)。
- (3) この条例における「死者情報」とは、情報公開条例に規定する個人に関する情報であって、当該個人が生存していないものをいう。このほか、この条例における用語の定義は、情報公開条例の例による(第3条関係)。
- (4) 死者情報に係る実施機関及び利用者の責務を規定する(第4条及び第5条関係)。
- (5) 死者情報開示の対象者及び範囲は、次のとおりとする(第6条関係)。

請求者	請求の理由			備考
	相続等	損害賠償	その他	
相続人	開示	開示		相続が確定していなくても可。廃除された者を含み、放棄をした者を除く。
受遺者	開示			遺言による。
債権者等			開示	契約による(債権債務に関し請求があった場合に開示する)。
親権者		開示		未成年後見人を含む。
事実婚等		開示		生計同一者を含む。
行政機関			開示	事務事業(栄典、統計等)に関し請求があった場合に開示する。

- (6) 開示請求の対象となる死者情報が情報公開条例の非公開情報に該当す

る場合は、実施機関は当該情報が記録されている部分を除いて開示する(第7条関係)。

- (7) 死者情報の存否を答えるだけで特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害される場合は、実施機関は開示請求を拒否することができる(第8条関係)。
- (8) 開示請求の手続、決定及び開示の方法並びに他の法令等の規定による開示制度との調整については、情報公開条例と同様に規定する(第9条から第12条関係)。
- (9) 死者情報の開示の請求に対する決定について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合、実施機関は是正請求審査会に諮問し、是正請求審査会は必要な調査を行う(第14条及び第15条関係)

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第6号 東濃西部看護師等確保修学資金の返還免除に関する条例を制定する について

1 制定趣旨

東濃看護専門学校の閉鎖に伴い、本校学生を対象とした修学資金貸付事業に代えて、新たに多治見市・土岐両医師会准看護学校在校生もしくは卒業生及び圏域内在住の准看護師を対象とした貸付事業を、令和5年度(進学者に対する貸付)及び令和7年度(在校生に対する貸付)から開始するため、貸付金の返還免除に関し、新たに条例を制定する。

2 制定内容

- (1) 返還免除に係る、「病院等」とは、以下のとおりとする(第2条関係)。
- ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所
 - イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - ウ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - オ 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
 - カ 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護事業を行う事業所
- (2) 貸付金の返還免除要件について規定する(第3条関係)。

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年度会計別補正予算表

(単位：千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第7号	東濃西部広域行政事務組合一般会計	補正第1号	41,293	△ 1,966	39,327
議第8号	東濃西部ふるさと活性化基金特別会計	補正第1号	12,611	1,696	14,307
議第9号	東濃看護専門学校事業特別会計	補正第1号	108,416	△ 30	108,386
議第10号	東濃西部少年センター事業特別会計	補正第1号	15,953	0	15,953
議第11号	東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計	補正第1号	43,965	△ 8,200	35,765
議第12号	東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計	補正第1号	16,215	5,998	22,213
	合 計		238,453	△ 2,502	235,951

令和5年度会計別予算表

(単位：千円)

議案番号	会 計 名	歳 入 ・ 歳 出			増減率 (%)
		本年度予算額	前年度予算額	比 較	
議第13号	東濃西部広域行政事務組合一般会計	49,999	41,293	8,706	21.1
議第14号	東濃西部ふるさと活性化基金特別会計	12,570	12,611	△ 41	△ 0.3
議第15号	東濃看護専門学校事業特別会計	101,965	108,416	△ 6,451	△ 6.0
議第16号	東濃西部少年センター事業特別会計	16,121	15,953	168	1.1
議第17号	東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計	47,765	43,965	3,800	8.6
議第18号	東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計	17,835	16,215	1,620	10.0
議第19号	東濃西部地域消費生活相談事業特別会計	10,702	10,535	167	1.6
	合 計	256,957	248,988	7,969	3.2

令和5年度歳入の目的別分析表

(1) 自主財源

(単位：千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
分担金及び負担金	197,915	178,115	19,800	111.1	77.0
使用料	19,440	28,659	△ 9,219	67.8	7.5
手数料	8,142	8,249	△ 107	98.7	3.2
財産収入	12,573	12,648	△ 75	99.4	4.9
土地建物貸付	3	37	△ 34	8.1	
基金運用	12,570	12,611	△ 41	99.7	
繰入金	2,852	2,849	3	100.1	1.1
基金繰入金	0	0	0	-	
他会計繰入金	2,852	2,849	3	100.1	
繰越金	3,005	3,005	0	100.0	1.2
諸収入	9,742	12,122	△ 2,380	80.4	3.8
自主財源計	253,669	245,647	8,022	103.3	98.7

(2) 依存財源

(単位：千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
県支出金	3,288	3,341	△ 53	98.4	1.3
県補助金	3,288	3,341	△ 53	98.4	
総務費補助金	3,288	3,341	△ 53	98.4	
依存財源計	3,288	3,341	△ 53	98.4	1.3
歳入合計	256,957	248,988	7,969	103.2	100.0

令和5年度歳出の目的別一覧表

(単位：千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
議会費	144	143	1	100.7	0.1
総務費	56,403	46,329	10,074	121.7	21.9
民生費	720	480	240	150.0	0.3
衛生費	174,123	175,379	△ 1,256	99.3	67.7
商工費	6,946	8,204	△ 1,258	84.7	2.7
教育費	15,621	15,453	168	101.1	6.1
予備費	3,000	3,000	0	100.0	1.2
歳出合計	256,957	248,988	7,969	103.2	100.0

令和5年度歳出の性質別一覧表

(単位：千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
人件費	131,870	136,008	△ 4,138	97.0	51.3
物件費	39,081	29,171	9,910	134.0	15.2
維持補修費	1,500	1,500	0	100.0	0.6
扶助費	720	480	240	150.0	0.3
補助費等	12,690	16,576	△ 3,886	76.6	4.9
普通建設事業費	0	0	0	-	0.0
補助事業費	0	0	0	-	0.0
単独事業費	0	0	0	-	0.0
災害復旧事業	0	0	0	-	0.0
公債費	0	0	0	-	0.0
積立金	1,224	4	1,220	30,600.0	0.5
投資及び出資金	0	0	0	-	0.0
貸付金	64,020	59,400	4,620	107.8	24.9
繰出金	2,852	2,849	3	100.1	1.1
予備費	3,000	3,000	0	100.0	1.2
歳出合計	256,957	248,988	7,969	103.2	100.0

令和5年度歳出の節別一覧表

(単位：千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
1 報酬	23,628	23,738	△ 110	99.5	9.2
2 給料	51,261	54,683	△ 3,422	93.7	19.9
3 職員手当等	34,853	34,917	△ 64	99.8	13.5
4 共済費	22,848	23,150	△ 302	98.7	8.9
5 災害補償費	0	0	0	-	0.0
6 退職及び退職年金	0	0	0	-	0.0
7 報償費	2,573	5,427	△ 2,854	47.4	1.0
8 旅費	3,443	3,095	348	111.2	1.3
9 交際費	30	30	0	100.0	0.1
10 需用費	11,971	10,838	1,133	110.5	4.7
11 役務費	3,776	4,069	△ 293	92.8	1.4
12 委託料	20,219	11,441	8,778	176.7	7.9
13 使用料及び賃借料	1,577	1,628	△ 51	96.9	0.6
14 工事請負費	0	0	0	-	0.0
15 原材料費	0	0	0	-	0.0
16 公有財産購入費	0	0	0	-	0.0
17 備品購入費	0	0	0	-	0.0
18 負担金・補助及び交付金	8,476	10,172	△ 1,696	83.3	3.3
19 扶助費	0	0	0	-	0.0
20 貸付金	64,020	59,400	4,620	107.8	24.9
21 補償補填及び賠償金	0	0	0	-	0.0
22 償還金利子及び割引料	1,166	506	660	230.4	0.5
23 投資及び出資金	0	0	0	-	0.0
24 積立金	1,224	4	1,220	30,600.0	0.5
25 寄付金	0	0	0	-	0.0
26 公課費	40	41	△ 1	97.6	0.0
27 繰出金	2,852	2,849	3	100.1	1.1
28 予備費	3,000	3,000	0	100.0	1.2
歳出合計	256,957	248,988	7,969	103.2	100.0

発議第1号 東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

個人情報保護法が改正され(令和3年法律第37号。以下「法」とする。)、個人情報保護制度の運用が法により一元化されることとなったものの、議会においては法の規律の対象外であるため、法が直接適用される行政機関側と、適用されない議会側間で差異が生じないように、新たに条例を制定する。

2 制定内容

(1) 法の規定により、以下のとおりとする。

ア 総則：

目的、定義、議会の責務を規定する(第1条から第3条まで)。

イ 個人情報等の取扱い：

議会にて個人情報を適切に取扱うため、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用及び取得の禁止、保有個人情報の正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、提供を受ける者に対する措置、仮名及び匿名加工情報の取扱いについて規定する(第4条及び第16条)。

ウ 個人情報ファイル：

議会が保有する個人情報ファイルについて、一定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定する(第17条)。

エ 開示、訂正及び利用停止：

議会の保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止に関して、以下のとおり規定する。

・第1節：開示

議会の保有する個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続き、開示義務、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、開示の実施、手数料等について規定する(第18条から第30条)。

・第2節：訂正

議会の保有する個人情報の内容が事実でないと思料する場合の訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正義務、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限、訂正した場合の通知等について規定する(第31条から第37条)。

・第3節：利用停止

議会が保有する個人情報について、条例の規定に違反して保有、利用、取得、提供等されていると思料する場合に、利用停止を請求する

権利、利用停止を請求する手続き、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限等について規定する(第 38 条から第 43 条)。

・第 4 節：審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの請求に係る不作為に係る審査請求手続き等について規定する(第 44 条から第 46 条)。

オ 雑則：

保有個人情報の適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供、取扱いに対する苦情処理、審議会への諮問等を規定する(第 47 条から第 51 条)。

カ 罰則：

職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者等が正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、また、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合等の罰則を規定する(第 52 条から第 56 条)。

3 施行期日

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。